

板橋区障がい者計画 2030

障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）



板橋区

はじめに



板橋区では、「板橋区障がい者計画 2023」において、「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」を基本理念として掲げ、地域共生社会の実現をめざし、様々な取組を推進してまいりました。

令和4（2022）年4月には「板橋区子ども家庭総合支援センター」を開設し、7月には東京都から児童相談所の機能が移管され、障がい児福祉に関してよりきめ細かな対応を実現しています。また、区立保育園ですでに実施されていた医療的ケア児の受入れについては、令和5（2023）年度から区立の幼稚園、小学校、中学校でも開始されました。

障がいのある方を取り巻く環境は年々変化をしています。法の改正により世の中の状況に変化がみられたり、情報機器等の進歩により日々の暮らしに変化が見られたりしています。また、時間の経過による保護者の方や障がい当事者の方の高齢化が課題となっています。

こうした状況のなか、様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築や、地域での対応がさらに求められています。

今回策定した計画では、従前からの課題と前計画期間で見てきた新たな課題、これからの方向性を照らし合わせた結果、前計画の基本理念、基本目標、5つの重点項目を引き継ぎ、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながらくらすことができる地域共生社会の構築を進めてまいります。

本計画の策定にあたりましては、板橋区障がい福祉計画等策定委員会、板橋区地域自立支援協議会、関係団体の皆様、区民の皆様から多くのご意見をいただきました。ご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

皆様のご期待に応えるべく、本計画を着実に推進してまいりますので、区民の皆様、関係者の皆様の引き続きのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

板橋区長

坂本 健

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|----------------------|---|
| 1 策定の背景・目的 | 3 |
| 2 SDGs とのつながり | 5 |
| 3 計画の位置付け | 6 |
| (1) 障がい者計画 | 6 |
| (2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 | 6 |
| (3) 国の基本指針について | 7 |
| 4 計画の期間 | 8 |
| 5 計画の対象 | 9 |
| 6 計画の推進に向けて | 9 |
| 7 検討体制 | 9 |
| (1) 庁内検討体制 | 9 |
| (2) 外部検討体制 | 9 |

第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

| | |
|---|----|
| 1 障がい者数の推移と傾向 | 13 |
| (1) 障がい者の推移と傾向 | 13 |
| (2) 障がい児の推移と傾向 | 15 |
| 2 障がい者計画2023における重点項目の振り返り | 17 |
| (1) 相談支援体制の充実 | 17 |
| (2) 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実 | 17 |
| (3) 地域生活支援拠点等の整備 | 18 |
| (4) 障がいのある人の就労の拡充 | 18 |
| (5) 障がい者差別の解消及び権利擁護の促進 | 19 |
| 3 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）におけるサービスの利用状況、 取組の振り返り | 20 |
| (1) 障がい福祉サービスの実施状況（第6期障がい福祉計画） | 20 |
| (2) 地域生活支援事業の実施状況（第6期障がい福祉計画） | 20 |
| (3) 障がい児向けサービスの実施状況（第2期障がい児福祉計画） | 20 |
| (4) 実施状況を踏まえて | 20 |
| (5) 板橋区障がい者実態調査の結果 | 21 |
| (6) 障がい福祉サービス費用の推移 | 24 |

第2部 板橋区障がい者計画2030

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 基本理念 | 29 |
| 2 基本目標 | 29 |
| 3 施策の体系 | 31 |
| 4 板橋区障がい者計画2030における重点項目 | 39 |
| 5 基本目標に基づく施策の展開 | 44 |
| (1) 基本目標1 自分らしく生き生きとくらすまち | 44 |
| (2) 基本目標2 安心して地域でくらし続けられるまち | 57 |
| (3) 基本目標3 つながり、ともに支え合うまち | 67 |

第3部 障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）

第1章 障がい福祉計画（第7期）

| | |
|---------------------------------|-----|
| 1 障がい福祉計画（第7期）の位置付け | 79 |
| 2 令和8（2026）年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策 | 79 |
| （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 79 |
| （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 79 |
| （3）地域生活支援の充実 | 80 |
| （4）福祉施設から一般就労への移行等 | 80 |
| （5）相談支援体制の充実・強化等 | 81 |
| （6）障がい福祉サービス等の質の向上 | 81 |
| 3 障がい福祉サービスの必要量の見込みと確保の方向性 | 83 |
| （1）訪問系サービス | 83 |
| （2）日中活動系サービス | 86 |
| （3）居住系サービス | 91 |
| （4）相談支援 | 93 |
| 4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保の方向性 | 95 |
| （1）必須事業 | 95 |
| （2）任意事業 | 100 |
| 5 障がい福祉計画（第7期）におけるサービス見込量一覧 | 103 |
| （1）障がい福祉サービス | 103 |
| （2）地域生活支援事業 | 104 |

第2章 障がい児福祉計画（第3期）

| | |
|---|-----|
| 1 障がい児福祉計画（第3期）の位置付け | 111 |
| 2 令和8（2026）年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策 | 111 |
| （1）児童発達支援センターの設置 | 111 |
| （2）障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 | 111 |
| （3）難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保 | 111 |
| （4）主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 112 |
| （5）医療的ケア児等支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 | 112 |
| （6）障がい児入所施設に入所する児童の大人にふさわしい環境への移行調整の協議の場の設置 | 112 |
| 3 障がい児向けサービスの必要量の見込みと確保の方向性 | 114 |
| （1）通所系サービス | 114 |
| （2）居住系サービス | 116 |
| （3）相談支援 | 117 |
| 4 障がい児福祉計画（第3期）におけるサービス見込量一覧 | 118 |

| | |
|-----|-----|
| 資料編 | 122 |
|-----|-----|

※ 本計画において、※が付されている語句は、156ページからの用語集に内容を掲載しています。

第1部 総論



第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の背景・目的
- 2 SDGs とのつながり
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の対象
- 6 計画の推進に向けて
- 7 検討体制

1-1 計画の策定にあたって

共生社会の実現をめざして

「板橋区基本構想」がめざす福祉・介護分野のビジョンや、福祉分野の上位計画である、「板橋区地域保健福祉計画～地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025～」が掲げる地域共生社会※の実現に向け、障害者基本法、障害者総合支援法※及び児童福祉法に基づく法定計画が「板橋区障がい者計画 2030・障がい福祉計画(第7期)・障がい児福祉計画(第3期)」です。

板橋区の障がい福祉分野における取組を進めていくうえでの基本的な考え方や、策定の背景・目的、計画の位置付けや期間などを示します。

策定の背景・目的

障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

障がい福祉の基本方針を定める「障がい者計画」と、その実施計画に相当する「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現をめざし、取組を推進していきます。

SDGsとのつながり

本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするSDGs(持続可能な開発目標)の「誰一人取り残さない」という考え方を取り入れ、だれもが安心して暮らし続けられる環境の構築に取り組んでいきます。

計画の位置付け

障がい者計画は、障害者基本法に基づく、区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、サービスの必要量を定めるとともに、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者計画の実実施計画に相当する計画です。

「板橋区基本構想」及び「板橋区基本計画 2025」の方向性を念頭に、関連する個別計画と調和を図りながら、取組を進めていきます。

計画の期間

障がい者計画は、施設整備をはじめとした制度設計などの長期的な視点が必要であることから、令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの7年間を計画期間とします。

障がい福祉計画(第7期)及び障がい児福祉計画(第3期)は、国の基本指針に基づき、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間を計画期間とし、3つの計画の連携により、計画的な施策・事業展開を図っていきます。

計画の対象

「地域共生社会」の実現をめざし、障がいや難病※などにより支援を必要とする人だけでなく、区民や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

計画の推進に向けて

施策の推進にあたっては、進捗状況を把握のうえ、点検・評価を行い、必要に応じた見直しを図ることで、実効性のある取組を進めていきます。

検討体制

計画の策定にあたっては、外部検討組織からの課題提起・提言を踏まえ、庁内検討組織で検討を進め、決定します。

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・目的

- 平成26（2014）年、日本は、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准し、条約締結国になりました。平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がい者を取り巻く状況は少しずつですが、変化しています。

その後も、平成30（2018）年には文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、国や地方公共団体が医療的ケア[※]児及びその家族に対する支援施策を実施することを定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4（2022）年には障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、障がい者に関する法整備が進められてきました。令和5（2023）年には、障がい者の地域生活の支援体制の充実や、多様なニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上などを定めた「改正障害者総合支援法」が施行され、令和6（2024）年には障がい者に対する「合理的配慮[※]」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務を課した「改正障害者差別解消法」が施行されます。
- 令和4（2022）年、障害者権利条約について、国際連合（国連）の「障害者の権利に関する委員会（権利委員会）」による日本の審査が初めて行われ、医療機関や施設に入院・入所している障がい者が地域に出て自立した生活を送る権利の保障、インクルーシブ教育システム[※]の推進などに関して総括所見が示されており、その趣旨を踏まえて、障がい者の権利の実現に向けた取組を引き続き推進する必要があります。
- 東京都においては、令和3（2021）年に東京パラリンピックが開催されました。また、令和7（2025）年には聴覚障がい者による国際スポーツ大会「デフリンピック」が開催されることが決定しています。デフリンピックでは、世界に向けて多様性の大切さをさらに力強く発信し、地域共生社会の実現に大きく貢献するものとなることが期待されます。
- 東京都では、手話は独自の文法を持つ一つの言語であるという認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう、令和4（2022）年に「手話言語条例」を施行し、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる社会の実現をめざすとともに、手話を使用しやすい環境づくりを推進しています。
- 板橋区では、平成27（2015）年10月に、概ね10年後を想定した将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」とする板橋区基本構想を策定し、政策分野別に「9つのまちづくりビジョン」を掲げ、「東京で一番住みたくなるまち」と評価されるまちの実現に向けて取組を進めています。

- 区の保健・福祉分野においては、平成 28 (2016) 年 3 月に 10 か年の個別計画として、「板橋区地域保健福祉計画～地域でつながる いたばし保健福祉プラン2025～」(以下「地域保健福祉計画」という。)を策定しました。

板橋区基本計画 2025 の後半 5 年間における短期的なアクションプログラムとして令和 3 (2021) 年 1 月に策定された「いたばしNo.1 実現プラン 2025」の 3 つの重点戦略(①SDGs 戦略②DX 戦略③ブランド戦略)と整合を図るとともに、令和 2 (2020) 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響による「新たな日常[※]」へ対応するため、令和 4 (2022) 年に地域保健福祉計画実施計画 2025 を策定し、地域共生社会の実現をめざして取組を進めています。
- 障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度・重症化(医療的ケアが必要な障がい者を含む)、発達障がい[※]や強度行動障がい[※]、医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。区では、障がいのある人が安心して暮らし続けられる環境を構築すべく、地域生活支援拠点等[※]の整備や、板橋区発達障がい者支援センター(あいポート)[※]の開設(令和 2 (2020) 年度)、板橋区子ども家庭総合支援センター(児童相談所[※])の設置(令和 4 (2022) 年度)に向けた取組などを進めてきました。
- このたび、「板橋区障がい者計画 2023」及び「板橋区障がい福祉計画(第 6 期)」・「板橋区障がい児福祉計画(第 2 期)」の計画期間が令和 5 (2023) 年度をもって終了することから、令和 6 (2024) 年度からの新たな計画(以下、「本計画」という。)を策定します。
- 本計画は、上位計画にあたる地域保健福祉計画の方向性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを見込み、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながらくらすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものです。

2 SDGsとのつながり

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された令和12（2030）年を年限とする基本目標です。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、障がい福祉分野の根底を貫く考え方であり、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。

そのため、本計画においては、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を基本理念や基本目標に取り入れ、障がいのある・なしに関わらず、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいきます。

【SDGsのゴール】



* 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画と特に関連の強いゴールを大きく表示しています。

3 計画の位置付け

(1) 障がい者計画

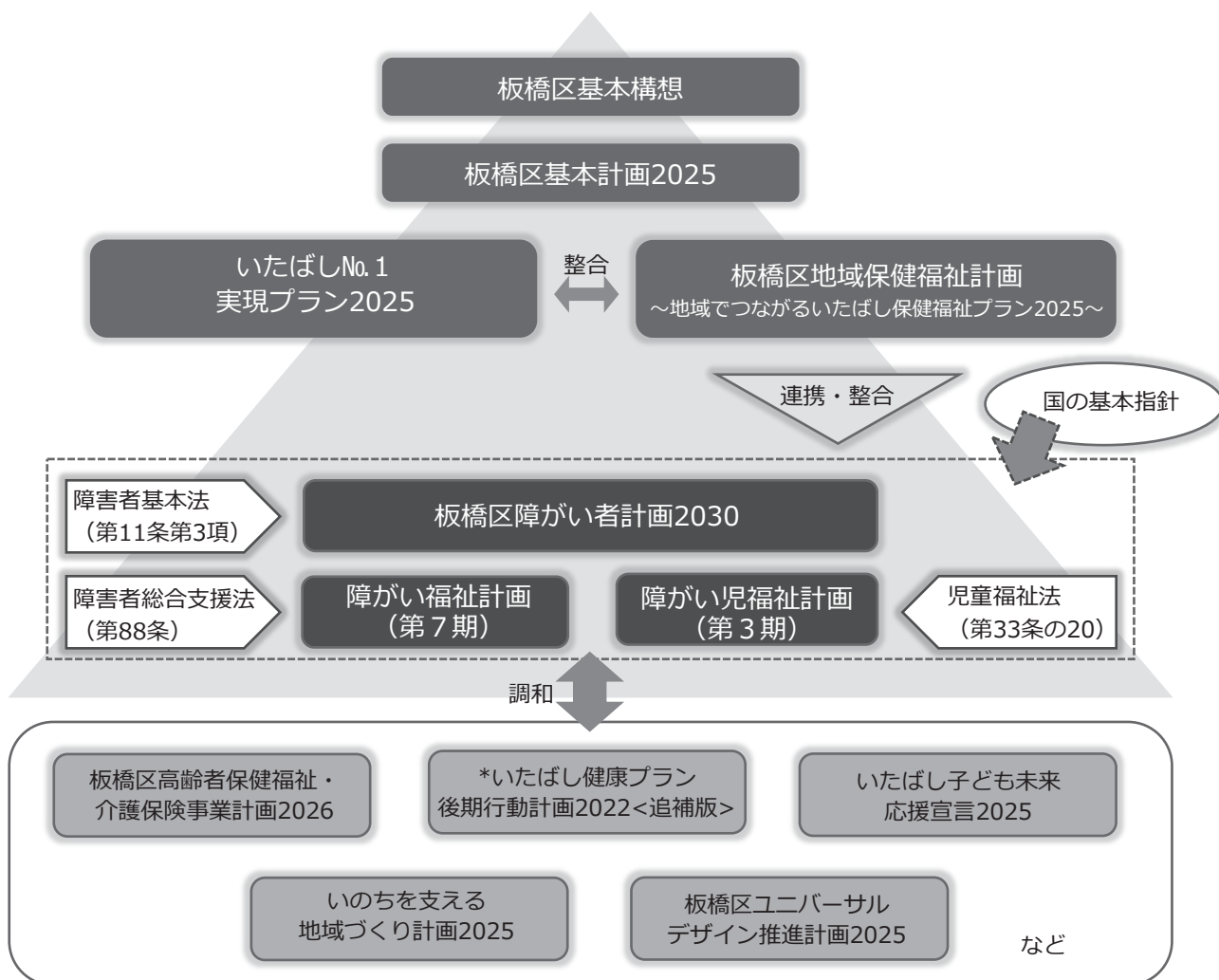
区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、区民、関係機関、団体、事業者、区が、それぞれ自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」にあたるものです。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、国の基本指針（障害者総合支援法第 87 条、児童福祉法第 33 条の 19）に基づき、障がいのある人又は障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画です。

それぞれ、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。

【板橋区の各計画との関係】



*…いたばし健康プラン後期行動計画2022<追補版>の期間は、令和7（2025）年度まで。

(3) 国の基本指針について

計画策定の根拠となる国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、令和5（2023）年5月に改正・告示されています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方などは以下のとおりです。

① 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組などに配慮し、総合的な計画を作成する。

② 障がい福祉サービス[※]の提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実、福祉施設から一般就労[※]への移行、強度行動障がいのある者に関する支援ニーズ把握・支援体制整備の推進などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障がい者等に対する支援、地域自立支援協議会の活性化の視点により取り組むことが必要である。

④ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ること、インクルージョン[※]の推進が重要である。

⑤ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、以下について、目標を設定する。

- ・福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ・精神障がい[※]にも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築
- ・地域生活支援の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

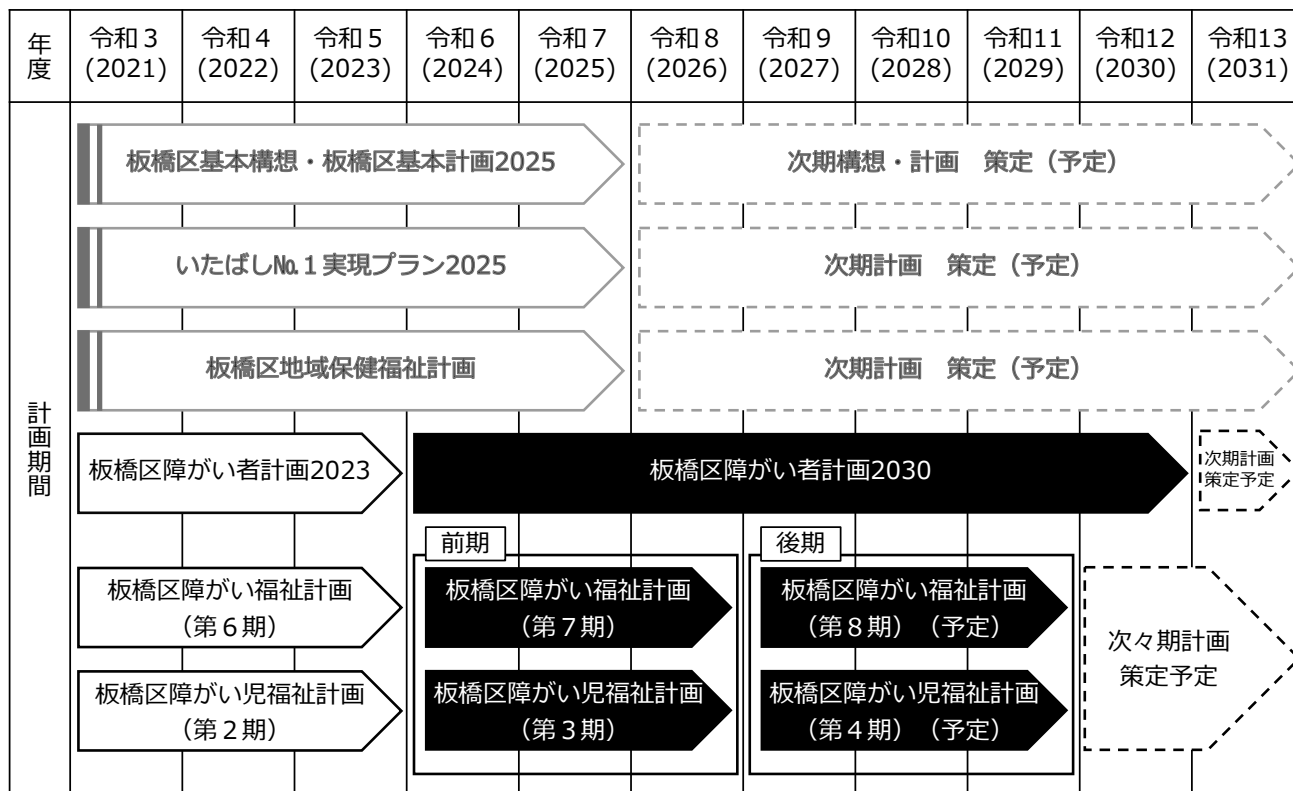
⑥ **その他自立支援給付及び地域生活支援事業[※]並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等**

- ・障がい者等に対する虐待の防止
- ・意思決定支援の促進
- ・障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- ・障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・障がいを理由とする差別の解消の推進
- ・障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

4 計画の期間

障がい者計画は、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の指針となる基本計画です。障がい者施策は、施設整備をはじめ、障がい者のための制度設計など長期的な視点が必要であることから、前計画の3年間から変更し、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間を計画期間とします。

一方、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき3年間を計画期間とします。よって、「障がい福祉計画（第7期）・障がい児福祉計画（第3期）」として令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの前期3年間と、「障がい福祉計画（第8期）・障がい児福祉計画（第4期）」として令和9（2027）年度から令和11（2029）年度までの後期3年間に分割することとします。



5 計画の対象

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものであるため、障害者手帳※の有無に関わらず、障がいや難病などがあるために日常生活又は社会生活を営むうえで、何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある人だけでなく、健常者や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

6 計画の推進に向けて

計画の進捗状況を適切に把握するため、学識経験者や地域の障がい福祉に関わる関係者、当事者などにより構成される「板橋区地域自立支援協議会※」において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行っていきます。

また、板橋区地域自立支援協議会の各定例会などを活用し、本計画に掲げる重点項目などの検討を深め、障がい者施策全体としての調和を図るとともに、より実効性のある取組を進めていきます。

7 検討体制

(1) 庁内検討体制

係長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部障がい者福祉部会」、課長級で構成する「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」において検討を進め、区長を本部長とする「板橋区地域保健福祉計画推進本部」（庁議）において決定します。

(2) 外部検討体制

学識経験者や地域の障がい福祉にかかわる関係者、当事者などにより構成される「板橋区障がい福祉計画等策定委員会」及び「板橋区地域自立支援協議会」において意見聴取し、計画に反映します。

